

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 849単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		看護職員の 場合	夜間若しくは早朝の 場合又は深夜の場 合	複数名訪問加算 (I)	複数名訪問加算 (II)	1時間30分以上の 介護予防訪問看護 を行う場合	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	特別地域介護予防 訪問看護加算	中山間地域等に おける小規模事業所 加算	中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算	緊急時介護予防訪 問看護加算(※)	特別管理加算	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護職員による訪問を行った場合算定可能	×90/100									1月につき +574単位		
	(2) 30分未満												(307単位)
	(3) 30分以上1時間未満												(449単位)
	(4) 1時間以上1時間30分未満												(700単位)
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100												(1,084単位)
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護職員による訪問を行った場合算定可能	×90/100	夜間又は早朝の 場合 +25/100	30分未満の 場合 +284単位	30分未満の 場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +500単位 又は (II)の場合 +250単位		
	(2) 30分未満												(380単位)
	(3) 30分以上1時間未満												(550単位)
	(4) 1時間以上1時間30分未満												(810単位)

ハ 初回加算	(1月につき +300単位)
ニ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)
ホ 看護体制強化加算	(1月につき +300単位)
ヘ サービス提供体制強化加算	(1回につき +6単位)

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中(ハビリテーション)実施加算	リハビリテーションマネジメント加算	事業所の医師のリハビリテーション科の専任に係る診療を行わなかった場合	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +230単位	1回につき -20単位	
	介護老人保健施設の場合								1回につき 292単位
	介護医療院の場合								

ロ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)
ハ サービス提供体制強化加算	(1回につき +6単位)

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 450単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 444単位			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅特設学級会管理料又は特定施設入居特設学級会管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者41人に対して行う場合 270単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 230単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 225単位			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 450単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位	+100単位	+15/100	+10/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 370単位			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 500単位			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 370単位			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 345単位			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 530単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 480単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 444単位				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 270単位				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 225単位				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 200単位				

※ ハ(2)(一)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。